

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1月につき）

【消費増税に伴う新単位数】

		<現行>		<改定後>	
一体型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）					
訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	5,666 単位	⇒	5,680 単位	+14
	要介護2	10,114 単位		10,138 単位	+24
	要介護3	16,793 単位		16,833 単位	+40
	要介護4	21,242 単位		21,293 単位	+51
	要介護5	25,690 単位		25,752 単位	+62
訪問看護サービスを行う場合	要介護1	8,267 単位		8,287 単位	+20
	要介護2	12,915 単位		12,946 単位	+31
	要介護3	19,714 単位		19,762 単位	+48
	要介護4	24,302 単位		24,361 単位	+59
	要介護5	29,441 単位		29,512 単位	+71
連携型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）					
	要介護1	5,666 単位		5,680 単位	+14
	要介護2	10,114 単位		10,138 単位	+24
	要介護3	16,793 単位		16,833 単位	+40
	要介護4	21,242 単位		21,293 単位	+51
	要介護5	25,690 単位		25,752 単位	+62

介護職員等特定処遇改善加算（新設） 支給限度額管理の対象外

【単位数】

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本単位数合計の6.3%に相当する単位数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本単位数合計の4.2%に相当する単位数

【算定要件】

- (1) 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (一) 経験及び技能のある職員と認められる者のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。
ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
 - (二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
 - (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
 - (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。他、